

富自販けんぽだより

2014.9 No.8
富山県自動車販売店
健康保険組合
Tel076-424-3322

NEW

●インフルエンザ予防接種補助について

平成 26 年 10 月よりインフルエンザの予防接種補助を実施いたします。

実施期間、対象者及び補助額は下記のとおりです。

対象者：当組合に現在加入の被保険者及び被扶養者

(ただし、市町村等の補助がある場合は、原則補助の対象となりません)

補助金額：1 人 1,000 円 (1 人 1 回のみ補助です。)

受付期間：H26/10/1～H27/2/15

申請方法：事業所にて取りまとめいただき、申請者の名前を記入捺印のうえ医療機関で発行された「領収書」の原本又は写しを添付し事業主に提出。

(任継者は、個々に健康保険組合へ申請ください)

支払方法：事業主経由にてお支払いいたします。(任継者は個人ごと)



●家庭常備薬の有償斡旋のご案内について

組合員の皆様
への特別価格!!



平成26年9月 保健医薬品等の 斡旋のご案内

家庭常備薬等の中から利用頻度の高い商品を宅配方式で特価斡旋します。
疾病予防および健康維持のため、是非この機会をご利用ください。



平成 26 年度の家庭常備薬の有償斡旋について、9 月に各事業所へ案内申込書を送付しましたので、購入ご希望の方は事業所より配布される申込書に、ご記入の上、10/9(木)までに委託業者に郵送してください。(特納品を中心とした利用頻度の高い医薬品類を特価にて斡旋いたします。)

※ご購入された商品は、11 月中旬頃の配送となりますのでご了承ください。

(送料 500 円 ※3,000 円以上購入の場合は送料無料で。)

●平成 26 年度『被扶養者資格(認定状況)の再確認』を実施いたします

健康保険組合では、健康保険法施行規則第 50 条に基づき、医療費、高齢者医療制度への納付金等の適正化を目的に、被扶養者となっている方が現在もその状況であるかどうかの再確認を行います。

<確認方法>

事業所の事務担当者より、対象となる方には、現在も被扶養者に該当するかを確認させていただきますので、被保険者の皆様には、被扶養者削除の手続きや各種提出書類等のご協力をお願いいたします。

被扶養者の再確認は、皆様の保険料負担軽減に繋がる大変重要な手続きですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

被扶養者の異動があった場合は、早めに届出ください。

●高額療養費と限度額適用認定証について

○医療費が高額になったら・・・「高額療養費制度」

医療費が高額になった場合、高額療養費制度により医療費の自己負担分を超えた場合は、健康保険組合よりその超えた分を支給いたします。なお、当健康保険組合に関しては自動払いとなっておりますので、申請は必要ありません。

※平成 27 年 1 月から高額療養費の一部改正を予定しております。詳細は後日ご案内します。

☆70 歳未満の方

所得区分	1 ヶ月の負担の上限額
上位所得者（標準報酬月額 53 万円以上）	150,000 円 + (医療費 - 500,000 円) × 1% ※4 ヶ月目から 83,400 円
一般所得者（上位・低所得者以外）	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1% ※4 ヶ月目から 44,400 円

例えば《70 歳未満の場合の方の例》

総医療費が 100 万円（一般所得者の場合）かかった場合

- ① 本人窓口の負担 = 100 万円 × 3 割 = 30 万円
 - ② 本人自己負担上限額 = 80,100 円 + (100 万円 - 267,000 円) × 1% = 87,430 円
- 高額療養費 = ① - ② = 30 万円 - 87,430 円 = **212,570 円** ⇒ 高額療養費として本人に支給

☆70 歳以上の方

所得区分	1 ヶ月の負担の上限額	
	外来(個人ごと)	
現役並み所得者 (月収 28 万円以上異常などの窓口負担 3 割の方)	44,400 円	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%
一般所得者（上位・所得者以外）	12,000 円	44,400 円

○入院することが決まったら・・・「限度額適用認定証」

入院するとなると医療費がどれくらいかかるのかと心配になります。

そこで入院が決まったり、急に入院されましたら「限度額適用認定申請書」を健康保険組合に申請してください。

その証を病院窓口にて提示されましたら、高額療養費の自己負担分のみで済みますので、医療費が高額になっても安心です。（差額ベッド代等の保険外分は自己負担となります。）

詳しくは事業所担当者または健康保険組合まで、お問い合わせください。

